乾しいたけ新規参入者支援事業:R6

事業名	生産施設等整備事業						
	ほだ木造成	原木購入	生産基盤施設整備		生産基盤機械導入		林福連携
内容	ほだ木造成経費	立木·玉切原木購入費用	生産施設		生産機械類		生産機械類
補助対象者	新規参入者、新規参入法人	新規参入者	新規参入者	新規参入法人	新規参入者	新規参入法人	林福連携に取り組む 乾しいたけ生産者 ※法人対象外
年齢	65歳未満(当年度4/1時点の年齢) ※法人は年数関係なし						_
栽培年数	2年未満 (申請時:2年目、植菌1回済まで) ※当年度参入予定者可	3年未満 (申請時:3年目、植菌2回済まで) ※当年度参入予定者可	3年未満 (申請時:3年目、植菌2回済まで) ※当年度参入予定者可			_	
植菌数 (現状と目標)	当年度3万駒以上	当年度3万駒以上 (個人) 当年度 3万駒以上→10万駒以上 (4年後まで) (法人) 当年度 10万駒以上→20万駒以上 (4年後まで)					-
補助率	2/3	1/2	2/3	1/2			1/2
県·市割合	県:1/3、市:1/3	県:1/3、市:1/6	県:1/3、市:1/3	県:1/3、市:1/6			県:1/2
事業費上限	(補助金30万円)	玉切原木 1 本あたり50円	上限:500万円 (補助金:333万円) ※人工ほだ場:10千円/㎡ ハウス:21千円/㎡	上限:500万円 (補助金:250万円) ※人工ほだ場:10千円/㎡ ハウス:21千円/㎡	◎機械導入累計上限:360万円 (補助金:180万円)◎施設の移転改良 上限:360万円 (補助金:180万円)	◎機械導入累計上限:500万円(補助金:250万円)◎施設の移転改良上限:500万円(補助金:250万円)	上限:30万円 (補助金:15万円)
主な 補助要件等	- 3万駒以上の植菌が必要 (種駒購入証明書等確認) - 補助対象1,500本(3万駒相当分) - ほだ木定額300円/本 - 使用する原木は自家所有林でも <u>購入原木でも可</u> 【補助金算出例】 事業費:300円×1500本=45万円 補助金:45万円×2/3=30万円	・植菌本数から3万駒相当分を 差し引いた分が補助対象 ・ 購入原木のみ対象 ・ 売買契約の締結が必要 ・ 1立木7玉換算 【補助金算出例】 立木800本を30万円で購入し、 10万駒植菌した場合 ・ 補助対象: 7万駒相当分玉数 800本×7玉×7/10=3,920玉 * 主数単価上限確認 30万円800本=54>50円 ⇒補助金額 3,920玉×50円×1/2=98千円	「対象物」 散水施設、人工ほだ場、ハウス、人工ほだ化施設 ※耐用年数を超えた施設の移転、改修、改良は 「機械導入: その他特認」で対象(1/2補助メニュー内) 「面積要件] *散水施設を設置するほだ場: 0.1ha以上 *人工ほだ場設置 : 0.05ha以上		<u>Ľ</u>	〔対象物〕 発電機、椎茸ドリル その他特認 ・ <u>中古品は不可</u>	
備考	・原木購入経費助成との併用不可 ・市町村種駒補助との併用不可	・ほだ木造成助成との併用不可 ・市種駒補助金併用OK	・耐用年数内に導入機械を処分した場合は補助金返還とする ・法人の場合は定款に「しいたけ生産事業」等明記していること				・耐用年数内に導入機械を 処分した場合は補助金返還 とする ・連携する福祉施設との作 業契約必須

[※]ほかにも諸条件があります。詳しくは担当までご相談ください。

<ほか>

- ◆「重機等運転技能講習受講支援」メニューがあります。別途ご相談ください
- ◆「給付金」メニューは別表参照
- ◆研修・資格メニューは別表参照

[※]補助事業を行う場合、3月中旬頃には施工(購入・設置・植菌)を完了させる必要があります。

[※]補助事業の申請前に購入等を行った場合は補助対象外になりますのでご注意ください。